

軽微な被害の場合、証明書の早い発行が可能です。

罹災証明書発行 「自己判定方式」のご案内

罹災証明書の発行は、申請書の受付後、調査員が現地調査により被災された建物を調査し、罹災の程度を判定しています。

罹災の程度の判定について、申請者ご自身により「**一部損壊**」と判定して頂くことで、調査員が調査に出向くことなく、迅速な証明書の発行が可能となります。

◆一部損壊の例

・床下浸水のみ

(床上浸水がある場合でも一部損壊になることがあります。)

・床下浸水が無く、屋根瓦数枚の損壊のみ(天井からの浸水なし)

(天井から浸水しても一部損壊になる場合があります。)

◆自己判定方式で申請すると、証明書を早く発行できます。

現地調査がないので、立ち合いのための日程調整等も不要です。

◆効力に違いはありません。

調査員による住家被害認定調査結果が「**一部損壊(10%未満)**」と認められた証明書と同じ効力があります。

ご用意頂くもの

- ① 罹災(被災)証明申請書
- ② **被害程度が確認できる写真(建物の全景および被害箇所が確認できる写真数枚)**
(写真は返却いたしません)
- ③ 身分証明書(運転免許証、個人番号カード等)

・罹災の程度によって、今後生じる可能性のある支援等に違いが生じる場合があります。

・「自己判定方式」を選択したのち、後日調査員の調査を希望される場合は、その要望を妨げません。

【 袋井市 課税課 資産税係 TEL 0538-44-3110 】